

四 半 期 報 告 書

(第72期第 3 四半期)

いちよし証券株式会社

E03772

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

いちよし証券株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【役員の状況】	21
3 【業務の状況】	22
第4 【経理の状況】	25
1 【四半期連結財務諸表】	26
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第72期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
【会社名】	いちよし証券株式会社
【英訳名】	Ichiyoshi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役(兼)代表執行役社長 山 崎 泰 明
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【電話番号】	東京 (03) 3555-6210 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 持 田 清 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【電話番号】	東京 (03) 3555-6210 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 持 田 清 孝
【縦覧に供する場所】	大阪支店 (大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号) 岡山支店 (岡山市北区下石井二丁目1番3号) 神戸支店 (神戸市中央区江戸町95番地) 横浜支店 (横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2) 千葉支店 (千葉市中央区新町3番地13) 名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目1番26号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期 第3四半期 連結累計期間	第72期 第3四半期 連結累計期間	第71期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
営業収益 (百万円)	11,452	19,563	18,283
純営業収益 (百万円)	11,412	19,524	18,228
経常利益 (百万円)	781	7,340	3,743
四半期(当期)純利益 (百万円)	656	6,732	3,392
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	627	6,675	4,528
純資産額 (百万円)	22,916	30,822	27,431
総資産額 (百万円)	32,197	52,385	43,751
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	15.13	154.75	78.26
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	15.13	153.42	78.15
自己資本比率 (%)	70.9	58.7	62.5

回次	第71期 第3四半期 連結会計期間	第72期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	14.17	33.97

(注) 1. 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2. 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%)$$

*自己資本＝純資産合計－（新株予約権＋少数株主持分）

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間は、米国経済が回復傾向を示すなか、欧州景気が底入れし、日米欧の先進国景気は徐々に明るさを増しました。一方、世界の株式市場は、5月以降、米国の量的金融緩和の縮小懸念を抱えながらの推移となりましたが、9月には難航していた米国の財政協議の進展を受けて上昇に転じました。また12月の米連邦公開市場委員会（FOMC）で、米連邦準備制度理事会（FRB）は、これまでの懸案だった量的金融緩和の縮小を決めましたが、今後とも金融の緩和的な状況を維持する姿勢を示唆したことから、世界の株式市場は、先進国を中心に年末にかけて上昇基調を強めました。

日本の株式市場は、日銀による異次元緩和や安倍政権の成長戦略への期待から、5月23日には日経平均株価が1万5,942円を付けました。その後は米国の金融や財政問題が先行きの懸念要因となり日本株の上値を抑える要因となりました。こうしたなか、外国為替市場において、11月以降、1ドル＝100円を超えて円安が進み、輸出関連企業の業績を押し上げる要因として好感されました。また、12月の米国の量的金融緩和縮小が決まったことに伴い、当面の懸念要因が解消し、日経平均株価は、1万6,291円の年初来高値を付けて当第3四半期連結会計期間末を迎えました。

新興市場では、日経ジャスダック平均株価が5月に終値ベースでの年初来高値2,140円を記録した後、6月には安値1,717円まで下落しました。その後も調整色の漂う展開となりましたが、株式市場を取り巻く環境の好転に伴い、当第3四半期連結会計期間末終値は2,053円と、年初来高値に迫る水準となりました。

当第3四半期連結累計期間における東証一日平均売買代金（旧大証上場銘柄を含む）は前第3四半期連結累計期間比137.5%増の2兆9,680億円、うちジャスダック市場一日平均売買代金は同473.9%増の1,157億円となりました。

このような環境下、当社は最終年度を迎える中期経営計画「リカバリー・チャレンジ」の達成に向けて、預り資産の増大及び法人ビジネスによる幹事・引受シ団への外交に積極的に取り組んで参りました。

その結果、当第3四半期連結会計期間末の預り資産は1兆7,133億円（前連結会計年度末比15.9%増）となり、法人ビジネスでは4社の主幹事（新規公開企業2社・既公開企業2社）を獲得するなど中期経営計画の数値目標達成に向けて大きく前進いたしました。

また、投資信託については当社が選別した13銘柄をお客様の安定的な資産（ベース資産）として位置づけ、販売の中心に据えるとともに、マーケットに応じたエクイティシフトを進め、「ピクテ新興国インカム株式ファンド」、「H S B Cニューリーダーズ・ソブリン・オープン」、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド」、「日本復活成長株ファンド（愛称：ニッポンの輝）」等の販売に注力いたしました。

当社グループの純営業収益は195億24百万円（前第3四半期連結累計期間比71.1%増）となりました。一方、販売費・一般管理費は122億65百万円（同15.1%増）となり、差し引き営業利益は72億58百万円となりました。また、経常利益は、前第3四半期連結累計期間の7億81百万円から65億58百万円増加の73億40百万円と大幅な増益になりました。

内訳につきましては以下のとおりであります。

① 受入手数料

受入手数料の合計は181億80百万円（前第3四半期連結累計期間比74.3%増）となりました。

委託手数料：

昨年末からの好調なマーケット環境の流れを受けて、株券の委託売買代金の合計は1兆7,953億円（前第3四半期連結累計期間比123.3%増）となり、株券の委託手数料の合計は76億20百万円（同155.3%増）となりました。

このうち、中小型株式（東証2部〔※旧大証2部を含む〕、マザーズ、ジャスダック）の委託手数料は18億7百万円となり、株式委託手数料に占める中小型株式の割合は前第3四半期連結累計期間の14.5%から23.7%に増加いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料：

発行市場では、主幹事2社を含む新規公開企業25社の幹事・引受シ団に加入いたしました。また、既公開企業に係る公募・売出しは主幹事2社を含む10社の幹事・引受シ団に加入いたしました（前第3四半期連結累計期間は新規公開企業15社の幹事・引受シ団への加入、及び既公開企業は5社の公募・売出しの幹事・引受シ団へ加入）。

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は7億5百万円（前第3四半期連結累計期間比405.5%増）となり、前第3四半期連結累計期間の1億39百万円と比較して大幅に増加いたしました。

なお、当第3四半期連結会計期間末における累計引受社数は895社（うち主幹事32社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料：

毎月分配型ファンドを中心に販売した投資信託の販売額の合計は2,404億円（前第3四半期連結累計期間比15.6%増）となり、それに伴う募集手数料の合計は60億38百万円（同42.7%増）となりました。

その他の受入手数料：

その他の受入手数料は、投資信託の当第3四半期連結会計期間末残高が7,732億円（前第3四半期連結会計期間末比20.4%増）と増加したことにより信託報酬が32億40百万円（前第3四半期連結累計期間比20.3%増）となり、これにいちよしアセットマネジメントの投資顧問手数料、アンバンドリング手数料、保険取扱手数料、及び公開支援等の手数料を加え、36億82百万円（同21.6%増）となりました。

② トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、1億56百万円（前第3四半期連結累計期間比318.1%増）の利益となりました。債券等・その他のトレーディング損益は、1億13百万円（同11.5%増）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では2億69百万円（同93.8%増）の利益となりました。

③ 金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の増加により1億85百万円（前第3四半期連結累計期間比71.7%増）、金融費用は、38百万円（同4.3%減）となり、差引き金融収支は1億47百万円（同116.4%増）となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、従来より実施しているコスト削減に継続して取り組む一方で、受入手数料の増加に伴う人件費及び約定件数の増加に伴う取引関係費等の増加により122億65百万円（前第3四半期連結累計期間比15.1%増）となりました。

⑤ 営業外損益

営業外損益は、投資有価証券配当金及び投資事業組合運用益等で81百万円（前第3四半期連結累計期間比209.7%増）の利益となりました。

⑥ 特別損益

特別損益は、投資有価証券売却益等で10億2百万円の利益となりました。

これらにより、税金等調整前四半期純利益は83億42百万円となりました。これに法人税、住民税及び事業税15億94百万円、法人税等調整額15百万円等を差し引きした結果、四半期純利益は、前第3四半期連結累計期間の6億56百万円から60億76百万円増加の67億32百万円と大幅な増益になりました。

（2）財政状態の分析

① 流動資産

前連結会計年度末に比べて90億26百万円増加（26.1%増）し、435億64百万円となりました。これは募集等払込金が44億50百万円減少したこと、及び預託金が2億72百万円減少したこと、一方で、現金・預金が108億12百万円増加したこと、及び信用取引資産が29億78百万円増加したこと等によります。

② 固定資産

前連結会計年度末に比べて3億92百万円減少（4.3%減）し、88億20百万円となりました。これは、投資有価証券が売却等により1億65百万円減少したこと、及び長期差入保証金が店舗移転に伴う返戻により1億46百万円減少したこと等によります。

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて86億34百万円増加（19.7%増）し、523億85百万円となりました。

③ 流動負債

前連結会計年度末に比べて52億56百万円増加（35.6%増）し、200億14百万円となりました。これは、信用取引負債が53億38百万円減少したこと、一方で、預り金が89億42百万円増加したこと、未払法人税等が10億66百万円増加したこと、及び受入保証金が7億36百万円増加したこと等によります。

④ 固定負債

前連結会計年度末に比べて41百万円減少（2.8%減）し、14億11百万円となりました。これは、繰延税金負債が33百万円減少したこと等によります。

⑤ 特別法上の準備金

前連結会計年度末に比べて27百万円増加（25.5%増）し、1億36百万円となりました。

⑥ 純資産

前連結会計年度末に比べて33億91百万円増加（12.4%増）し、308億22百万円となりました。これは、四半期純利益67億32百万円を計上する一方で、配当金29億17百万円の支払い、自己株式の取得等に伴う減少3億93百万円、及び投資有価証券の売却等に伴うその他有価証券評価差額金の減少58百万円などによります。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

① 対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

② 株式会社の支配に関する基本方針

< 当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策） >

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その行為の目的等が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付行為の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 新中期経営計画「リカバリー・チャレンジ」による企業価値向上への取組み

当社は、従来より取り組んできた金融の「ブランド・ブティックハウス」の土台をより強固なものにするために、平成24年3月末をターゲットとした「中期経営計画」の数値目標に再度チャレンジする、新中期経営計画「リカバリー・チャレンジ」（計画期間：平成24年4月から平成26年3月末まで）を策定しております。

具体的には、「クレド」を軸に以下の8つの基本戦略を迅速に実行していき、従来の中期経営計画の数値目標を再度チャレンジするものであります。

① 経営方針

経営理念 「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標 「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針 「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」 「Long Term Good Relation」

② 新中期経営計画（リカバリー・チャレンジ）の数値目標

目標の時期	平成26年3月末
預り資産	2兆円
主幹事会社数（累計）	35社
R O E	10%程度

③ 8つの基本戦略

イ. 「いちよしくレド」徹底の実行― 永続的な成長のベースになる経営理念

ロ. 営業基盤の拡大― 預り資産の増大

ハ. 収支構造の改善の継続― 株式市場の変動に影響されない収支構造の促進

ニ. 既存ビジネス収益力の厚みの増加― 中小型株特化の収益力アップ

ホ. いちよしグループの総合力アップ― 「トライアングル・ピラミッド経営」の強化

ヘ. コンプライアンスの実践― コンプライアンスは競争力の源泉

ト. チャンネルの多様化― 地方証券との業務提携

チ. 人材の育成― 人材こそが成長の源泉

(2) コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役4名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。また、当社は、平成17年11月に執行役社長の直属機関として内部監査部を、平成18年5月には内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

これらに加え、平成21年2月より、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行うとともに、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、純資産配当率（DOE）も勘案して配当金を決定しております。

具体的には、配当性向（40％程度）と純資産配当率（DOE 4％程度）を配当基準とし、それぞれ算出された金額のうち、いずれか高いものを採用して配当金を決定する方針であります。

なお、平成26年3月期中間配当より、配当性向（40％程度）と純資産配当率（DOE 4％程度）については、半期毎に算出し、いずれか高いほうを配当金としてお支払いすることとしております。この場合、純資産配当率については半期2％程度（年率4％程度）で算出します。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

三 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の目的、内容、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取った上で株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにするべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」を更新し（以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）といたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付の提案を受けている事実はありません。

(2) 大規模買付ルール概要

当社の定める大規模買付ルールは、まず、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、次に、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為の開始を認める、というものです。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。
- ② 大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供いただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

イ. 大規模買付者及びその特定株主グループの概要

ロ. 大規模買付行為の目的及び内容

ハ. 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ

ニ. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画

ホ. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針

ヘ. 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

- ③ 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、「対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合」には60日間、「その他の大規模買付行為の場合」には90日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記(3)③「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記(3)記載のとおり勧告を行うものとします。

(3) 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、（注４）新株予約権の概要のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下のイ．ないしへ．の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

イ．真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ロ．当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ハ．当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資源として流用する予定で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ニ．当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ホ．大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。）

ヘ．その他、イ．ないしホ．に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

③ 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会を設置いたしました。独立委員会の委員は3名とし、その詳細は（注5）独立委員会委員略歴のとおりとします。

独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、執行役、執行役員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができるものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを決定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

(4) 株主・投資家に与える影響等

① 大規模買付ルール更新時の影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断したり、あるいは当社取締役会が株主の皆様には代替案を提案するために必要な情報や時間を確保することなどを可能にすることによって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するためのものです。

従いまして、大規模買付ルールを更新することは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの更新時点では、新株予約権無償割当て等は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

② 大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。

なお、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が事後的に大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、不測の損害を被る可能性があります。

(5) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みといたした各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

① 上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

② 上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

ロ. 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、平成25年6月22日開催の当社株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただいております。また、本対応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。

ハ．独立した社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ．合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記三(3)「大規模買付行為が開始された場合の対応方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ホ．第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ．デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三(5)「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

(注1) 特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。)

又は、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。)

を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。))も加算して計算するものとします。)

又は、

(ii) 特定株主グループが、(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。)の合計をいいます。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

(注4) 新株予約権の概要

(i) 新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(ii) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(iii) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(iv) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式(普通株式)とし、新株予約権の1個の目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(v) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。

(vi) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(ix)(ロ)に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(vii) 新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記(ix)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(viii) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(ix) 当社による新株予約権の取得

(イ) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

(ロ) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(注5) 独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の3名といたします。

安斎 隆 (あんざい たかし)

(略歴)

昭和16年1月17日生

昭和38年 4月 日本銀行 入行

昭和60年 3月 同行新潟支店長

平成6年 5月 同行考査局長

平成6年 12月 同行理事

平成10年 11月 日本長期信用銀行頭取

平成12年 8月 (株)イトーヨーカ堂顧問

平成13年 4月 (株)アイワイバンク銀行 (現 (株)セブン銀行)
代表取締役社長

平成22年 6月 同社代表取締役会長 (現任)

※ 安斎隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

池田 典義 (いけだ のりよし)

(略歴)

昭和15年8月14日生

昭和38年 4月 モービル石油(株) 入社

昭和46年 4月 (株)フジコンサルタント(現 (株)アイネット) 代表取締役社長

平成15年 6月 (株)テレビ神奈川社外取締役 (現任)

平成15年 6月 一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会会長

平成18年 6月 (株)アイネット代表取締役会長 (現任)

平成22年 3月 (株)相模原ゴルフクラブ代表取締役社長(現任)

※ 池田典義氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

五木田 彬 (ごきた あきら)

(略歴)

昭和22年9月20日生

昭和53年 4月 検事任官 東京地方検察庁 (刑事部、公判部)

昭和54年 3月 水戸地方検察庁

昭和57年 3月 東京地方検察庁 (刑事部、特別捜査部)

昭和60年 3月 大阪地方検察庁 (特別捜査部)

昭和62年 3月 東京地方検察庁 (特別捜査部)

昭和63年 3月 検事退官

昭和63年 4月 弁護士登録

平成6年 5月 五木田・三浦法律事務所 (現任)

平成22年 6月 当社取締役 (現任)

※ 五木田彬氏は、社外取締役であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,159,000
計	168,159,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,431,386	44,431,386	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	44,431,386	44,431,386	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日（取締役会決議）	平成25年11月22日
新株予約権の数（個）	4,764（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	476,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,576（注2）
新株予約権の行使期間	平成27年12月11日～平成30年12月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,993 資本組入額 997
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。 ④その他の権利行使の条件については、当社と本件新株予約権の割り当てを受けた者との間で個別に締結した「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）
新株予約権の取得条項に関する事項	（注4）

（注） 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

（注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年12月31日	—	44,431	—	14,577	—	3,705

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 946,600	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,455,800	434,558	同上
単元未満株式	普通株式 28,986	—	同上
発行済株式総数	44,431,386	—	—
総株主の議決権	—	434,558	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式26株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀 二丁目14番1号	946,600	—	946,600	2.13
計	—	946,600	—	946,600	2.13

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

執行役の状況

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役常務 アドバイザー本部管掌（兼） エチケットマナー向上推進担 当（兼）アドバイザーサポー ト本部長（兼）ラップ・投資 分析担当（兼）ラップ・投資 分析部長	執行役常務 アドバイザー本部、アドバイ ザーサポート本部、ラップ・ 投資分析管掌（兼）エチケッ トマナー向上推進担当（兼） 近畿アドバイザー本部長 （兼）大阪支店長	立 石 司 郎	平成25年9月17日
執行役 機関投資家本部長 （兼）トレーディング部長	執行役 法人営業本部担当 （兼）機関投資家本部長 （兼）トレーディング部長	秋 葉 滋	平成25年10月1日

（注） 平成21年2月1日より導入しております、執行役員の役職の異動は以下のとおりであります。

①新任執行役員

役名	職名	氏名	新任年月日
執行役員	法人担当	石 床 誠	平成25年10月1日

②退任執行役員

役名	職名	氏名	退任年月日
執行役員	投資銀行本部付	田 中 浩 一	平成25年11月30日

③役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役員 九州アドバイザー本部長	執行役員 中・四国アドバイザー本部長 九州アドバイザー本部長	中 尾 勉	平成25年9月17日
執行役員 投資銀行本部付	執行役員 紀州アドバイザー本部長	田 中 浩 一	平成25年9月17日
執行役員 近畿アドバイザー本部長 （兼）大阪支店長	執行役員 アドバイザーサポート本部長 （兼）ラップ・投資分析担当 （兼）ラップ・投資分析部長	玉 田 弘 文	平成25年9月17日
執行役員 近畿・中四国アドバイザー 本部長	執行役員 伊勢アドバイザー本部長	佐 藤 一 昭	平成25年9月17日

3 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前第3四半期 累計期間 (平成24. 4～ 平成24.12)	委託手数料	2,984	4	24	—	3,013
	引受け・売出し・特定 投資家向け売付け勧誘 等の手数料	139	0	—	—	139
	募集・売出し・特定投 資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	—	15	4,230	—	4,245
	その他の受入手数料	17	0	2,694	174	2,886
	計	3,141	19	6,949	174	10,284
当第3四半期 累計期間 (平成25. 4～ 平成25.12)	委託手数料	7,620	1	118	—	7,740
	引受け・売出し・特定 投資家向け売付け勧誘 等の手数料	705	—	—	—	705
	募集・売出し・特定投 資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	—	14	6,038	—	6,052
	その他の受入手数料	31	0	3,240	209	3,481
	計	8,357	16	9,396	209	17,979

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前第3四半期累計期間 (平成24. 4～平成24.12)			当第3四半期累計期間 (平成25. 4～平成25.12)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	37	△0	37	156	△0	156
債券等トレーディング損益	83	△0	83	90	△2	87
その他のトレーディング損益	21	△3	18	28	△2	26
合計	142	△3	139	275	△5	269

(3) 自己資本規制比率

				前第3四半期会計期間末 (平成24年12月31日現在)	当第3四半期会計期間末 (平成25年12月31日現在)
基本的項目		(百万円)	(A)	24,491	31,293
補完的項目	その他有価証券評価差 額金(評価益)等(百万円)			△1,809	△724
	金融商品取引責任準備金等 (百万円)			96	136
	一般貸倒引当金(百万円)			2	5
	計 (百万円)		(B)	△1,711	△582
控除資産		(百万円)	(C)	6,968	6,482
固定化されて いない自己資本		(A) + (B) - (C) (百万円)	(D)	15,811	24,227
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)			78	403
	取引先リスク相当額(百万円)			250	495
	基礎的リスク相当額(百万円)			3,163	3,343
	計 (百万円)		(E)	3,492	4,242
自己資本規制比率		(D) / (E) × 100 (%)		452.7	571.0

(注) 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

当第3四半期累計期間の市場リスク相当額の月末平均額は385百万円、月末最大額は631百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は491百万円、月末最大額は641百万円であります。

(4) 有価証券の売買等業務

① 有価証券の売買の状況（先物取引を除く）

イ 株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第3四半期 (平成24.4～平成24.12)	804,091	235,946	1,040,038
当第3四半期 (平成25.4～平成25.12)	1,795,382	198,592	1,993,974

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第3四半期 (平成24.4～平成24.12)	646	13,201	13,848
当第3四半期 (平成25.4～平成25.12)	343	20,557	20,901

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第3四半期 (平成24.4～平成24.12)	6,876	139,714	146,590
当第3四半期 (平成25.4～平成25.12)	28,927	405	29,333

ニ その他

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第3四半期 (平成24.4～平成24.12)	—	—	—
当第3四半期 (平成25.4～平成25.12)	3	—	3

② 証券先物取引等の状況

イ 株式に係る取引（先物取引）

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第3四半期 (平成24.4～平成24.12)	203	—	203
当第3四半期 (平成25.4～平成25.12)	66	—	66

ロ 株式に係る取引（オプション取引）

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第3四半期 (平成24.4～平成24.12)	10,948	—	10,948
当第3四半期 (平成25.4～平成25.12)	7,656	—	7,656

ハ 債券に係る取引

該当事項はありません。

- (5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

① 株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前第3四半期 (平成24. 4～ 平成24. 12)	4, 632	4, 532	—	—	—	—	—
当第3四半期 (平成25. 4～ 平成25. 12)	12, 461	12, 397	—	—	—	—	—

② 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前第3四半期 (平成24. 4 ～ 平成24. 12)	国債	—	—	—	198	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	100	—	—	100	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	603	—	—
	合計	100	—	—	298	603	—	—
当第3四半期 (平成25. 4 ～ 平成25. 12)	国債	—	—	—	204	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	1, 091	—	—
	合計	—	—	—	204	1, 091	—	—

③ 受益証券

期別	種類		引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前第3四半期 (平成24. 4 ～ 平成24. 12)	株式 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	207, 514	—	478	—
	公社債 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	179, 937	—	—	—
	外国投信		—	—	—	2, 053	—	—	—
	合計		—	—	—	389, 505	—	478	—
当第3四半期 (平成25. 4 ～ 平成25. 12)	株式 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	240, 176	—	259	—
	公社債 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	423, 302	—	—	—
	外国投信		—	—	—	6, 206	—	—	—
	合計		—	—	—	669, 685	—	259	—

④ その他

コマーシャル・ペーパー、外国証書及びその他については、該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,644	20,457
預託金	5,571	5,299
トレーディング商品	343	397
商品有価証券等	341	397
デリバティブ取引	2	—
約定見返勘定	94	66
信用取引資産	11,557	14,535
信用取引貸付金	11,232	14,329
信用取引借証券担保金	325	206
立替金	18	54
募集等払込金	6,117	1,667
短期貸付金	19	36
未収収益	997	918
繰延税金資産	42	27
その他の流動資産	138	110
貸倒引当金	△6	△7
流動資産計	34,538	43,564
固定資産		
有形固定資産	4,115	4,029
建物	1,444	1,390
器具備品	670	641
土地	1,987	1,987
リース資産（純額）	13	10
無形固定資産	403	417
のれん	128	98
ソフトウェア	273	317
電話加入権	1	1
投資その他の資産	4,693	4,373
投資有価証券	3,507	3,341
長期貸付金	65	57
長期差入保証金	1,109	962
繰延税金資産	5	5
その他	15	16
貸倒引当金	△10	△10
固定資産計	9,212	8,820
資産合計	43,751	52,385

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	—	0
デリバティブ取引	—	0
信用取引負債	7,627	2,289
信用取引借入金	6,991	1,885
信用取引貸証券受入金	636	404
預り金	4,110	13,052
受入保証金	760	1,497
短期借入金	210	210
リース債務	4	3
未払法人税等	414	1,481
賞与引当金	559	366
その他の流動負債	1,069	1,112
流動負債計	14,757	20,014
固定負債		
長期借入金	420	390
リース債務	9	6
繰延税金負債	669	635
再評価に係る繰延税金負債	35	35
退職給付引当金	290	315
その他の固定負債	28	28
固定負債計	1,453	1,411
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	108	136
特別法上の準備金計	108	136
負債合計	16,320	21,563
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,676	8,700
利益剰余金	5,157	8,972
自己株式	△346	△739
株主資本合計	28,065	31,510
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,147	1,088
土地再評価差額金	△1,855	△1,855
その他の包括利益累計額合計	△708	△766
新株予約権	38	41
少数株主持分	35	36
純資産合計	27,431	30,822
負債・純資産合計	43,751	52,385

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
営業収益		
受入手数料	10,427	18,180
トレーディング損益	139	269
金融収益	108	185
その他の営業収益	777	927
営業収益計	11,452	19,563
金融費用	40	38
純営業収益	11,412	19,524
販売費・一般管理費		
取引関係費	949	1,246
人件費	5,774	6,985
不動産関係費	1,270	1,124
事務費	1,763	2,015
減価償却費	342	264
租税公課	110	157
貸倒引当金繰入れ	—	0
その他	446	470
販売費・一般管理費計	10,657	12,265
営業利益	755	7,258
営業外収益		
投資有価証券配当金	36	44
投資事業組合運用益	1	25
その他	22	20
営業外収益計	60	89
営業外費用		
投資事業組合運用損	27	7
その他	6	0
営業外費用計	34	8
経常利益	781	7,340
特別利益		
投資有価証券売却益	—	1,036
新株予約権戻入益	0	—
金融商品取引責任準備金戻入	7	—
特別利益計	8	1,036
特別損失		
固定資産除却損	7	6
減損損失	30	—
金融商品取引責任準備金繰入れ	—	27
特別損失計	38	33
税金等調整前四半期純利益	751	8,342

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
法人税、住民税及び事業税	88	1,594
法人税等調整額	3	15
法人税等合計	92	1,609
少数株主損益調整前四半期純利益	658	6,733
少数株主利益	1	0
四半期純利益	656	6,732

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	658	6,733
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△30	△58
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	—
その他の包括利益合計	△30	△58
四半期包括利益	627	6,675
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	625	6,674
少数株主に係る四半期包括利益	1	0

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
非連結子会社(持分法を適用していない非連結子会社)としていた野村不動産マスターファンド投資法人は、持分比率が低下したため、第1四半期連結会計期間において、関係会社ではなくなりました。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	342百万円	264百万円
のれんの償却額	22 "	30 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	438	10.00	平成24年3月31日	平成24年5月28日	利益剰余金
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	429	10.00	平成24年9月30日	平成24年11月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	960	22.00	平成25年3月31日	平成25年5月27日	利益剰余金
平成25年10月29日 取締役会	普通株式	1,956	45.00	平成25年9月30日	平成25年11月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	15円13銭	154円75銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	656	6,732
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	656	6,732
普通株式の期中平均株式数(千株)	43,400	43,507
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	15円13銭	153円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))	—	—
普通株式増加数(千株)	1	376
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	ストック・オプションに係る新株予約権(決議年月日平成25年11月22日、新株予約権の数4,751個、株式数475,100株) この概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 【その他】

平成25年10月29日開催の取締役会において、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり金銭による剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 1,956百万円 |
| ② 1株当たり配当金 | 45円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成25年11月25日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 2 月13日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 憲 一 郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 啓 仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

確 認 書

(第72期第 3 四半期)

いちよし証券株式会社

E03772

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【会社名】	いちよし証券株式会社
【英訳名】	Ichiyoshi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役（兼）代表執行役社長 山 崎 泰 明
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【縦覧に供する場所】	大阪支店 （大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号） 岡山支店 （岡山市北区下石井二丁目1番3号） 神戸支店 （神戸市中央区江戸町95番地） 横浜支店 （横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2） 千葉支店 （千葉市中央区新町3番地13） 名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番26号） 株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役（兼）代表執行役社長山崎泰明は、当社の第72期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。